

郡山市長 品川 萬里 様

人口減少社会に向けた提言書

平成31年2月21日

郡山市議会議長 佐 藤 政 喜

我が国の人口は、少子・高齢化が進み、平成 20 年に人口減少局面に入った。

出生数はもちろん、社会・経済の担い手である現役世代の人口が減少し、これに伴い地域においては、働き手の減少、消費者の減少、地域コミュニティの担い手の減少が同時に起こっている。これが地域経済の活力を奪い、中心市街地の空洞化や中小製造業・商業・農林業の衰退などといったかたちで現れている。

加えて、グローバル経済の深化に伴い、地方も世界的な競争の中に置かれ、大量生産型の製造業が海外へと展開し、国内の産業構造がサービス産業を中心とする形へ変化していく中で、人口の多い都市部に雇用の方が集中し、これが地方から都市部への若者の人口流出を招き、地方の人口減少に拍車をかけている。

一方で、高齢者は増加し続けており、平均寿命伸長の結果、医療・介護のニーズが高まる 75 歳以上の高齢者の人口は、今後も増加し続ける見通しであるが、それに応えるだけの社会資源は整っていない。

さらに、人口と表裏一体の関係にある世帯構造も変化しており、単身世帯、特に一人暮らしの中高年齢者が増加し、標準世帯とされた親子同居の家族像さえ揺らぎつつあるのが現状で、社会の形そのものが変化しつつある。

このような中、国においては、少子高齢化の進行への確に対応するとともに、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方自治体に対しても平成 27 年度中に「地方版総合戦略」を策定するよう努力義務を課した。

本市も平成 16 年の人口をピークに、その後人口が微減に転じ、平成 23 年の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により転出超過となり、大幅に人口が減少した。現在、震災直後の大規模転出の影響からは脱し、転入超過により人口は緩やかに回復傾向にあるが、全国的な人口の東京一極集中の影響により、若年層（特に 20 歳代女性）の流出傾向に歯止めがかかっていない。

これらを受けて、本市でも平成 28 年 2 月に「郡山市人口ビジョン」及び「郡山市総合戦略」を策定し、人口減少問題に対応するため各種施策を展開し、取り組みを進めている。

本市議会においても、人口減少問題を本市が早急に取り組むべき喫緊の課題と捉え、本市が目指す将来展望の実現に向けた取り組みを提言すべく、平成 29 年 12 月に、人口減少社会対策特別委員会を設置し、「人口の維持・増加に向けて」、「持続可能なまちづくりにかけて」を大きな柱として人口減少対策に向け各審議項目について議論を深めてきた。

これまで合計 23 回にわたり委員会を開催し、審議項目に関する現在までの当局の取り組み状況、他自治体の先進事例などの調査を行ったうえで検討・協議した結果、「人口減少」という喫緊の重要課題に対する本市の対策として、市当局が取り組むべき事項について、取りまとめたので、ここに提言する。

なお、市当局においては、人口減少社会対策を進めるに当たり、この提言を十分に尊重されるよう要望するとともに、この提言に係る事業の取り組みや進捗状況や予算の措置状況について、適宜、議会に報告するよう求める。

－ 提言の体系 －

1 人口の維持・増加に向けて

(1) 企業誘致と雇用・就労等について

① 企業誘致について

- ア さらなる企業誘致について
- イ 医工連携事業について
- ウ 企業誘致への環境整備について

② 産業の創出について

- ア 新エネ・再エネの企業誘致・創業支援について
- イ 起業・創業支援と継続的サポートについて

③ 安定した雇用の確保等について

- ア 労働環境の整備について
- イ 雇用の場の確保について
- ウ 処遇改善について

④ 就労支援等について

- ア 市民、企業双方支援について
- イ 官製ワーキングプアの防止について
- ウ 男女の賃金格差解消について
- エ 障がい者の就労支援の充実について
- オ 就労が困難な若者や中高年の就労支援について

(2) 結婚支援について

① 結婚に向けた意識の醸成について

② 出会いの場の積極的な提供について

③ 結婚支援の強化について

(3) 移住・定住について

① 移住について

- ア 若年層の転入超過に向けて
- イ 首都圏協定締結大学等との連携について
- ウ U I J ターン就職の促進について
- エ 移住希望者への支援について

② 魅力ある定住環境の確保について

- ア 定住への魅力の向上について
- イ 居住の充実について
- ウ 住環境の新規整備について
- エ 都市の魅力の向上について

(4) 子育て・教育環境について

① 子育て環境の充実について

- ア 5歳児健診の実施について
- イ 児童相談所の設置について
- ウ 保育体制の充実について
- エ ニーズに応じた施策の展開について
- オ 特定不妊治療費について
- カ 福祉系専門職の配置について
- キ 安全・安心な子育て環境について
- ク 放課後児童クラブについて

② 教育の充実について

- ア インクルーシブ教育について
- イ 特別支援教育の充実について
- ウ 保護者の負担軽減について

2 持続可能なまちづくりに向けて

(1) 都市構造と地域づくりについて

① 持続可能な都市構造について

- ア コンパクトプラスネットワークの効率的な展開について
- イ 総合的な交通計画等の策定について
- ウ 市民協働の交通手段の確保について
- エ 民間活力の積極的な活用について

② 地域の活力の維持について

- ア 農業のあり方について
- イ 地域コミュニティの維持について
- ウ 空き家対策について

③ 教育環境について

(2) 財政について

① 市の財政のあり方について

② 社会保障費と健康づくりについて

1 人口の維持・増加に向けて

(1) 企業誘致と雇用・就労等について

人口の維持・増加を図るためには、若者の東京圏への流出を防ぎ、他の地域から本市へのＵＩＪターンを含めた移住・定住を促進する必要がある、そのためには、魅力があり、安心して子育てができ、安定して働ける雇用の場を提供していく必要がある。

本市においては、工業団地を中心とした企業誘致、各種創業支援、若者に対するインターンシップ、生活困窮者に対する自立支援などを行い、一定の成果を上げているが、本市ならではの独自性を明確にしていかなければ埋没してしまう恐れがあるので、現在実施している事業をさらに強化するとともに、本市の特性に合わせた施策を実施していく必要があることから、以下の事項を特に求める。

① 企業誘致について

ア さらなる企業誘致について

研究職系、事務系、サービス産業系等（特にＩＴ系など）の産業について、市長によるトップセールスを積極的に行うなど、さらなる企業誘致に取り組むこと。

また、企業の本社機能の一部や試験研究機関等を本市に移していただけるよう税制面や、現在行っている企業立地に関する補助を拡充するなど、インセンティブを与えて移転を誘導すること。

イ 医工連携事業について

ふくしま医療機器開発支援センターと市内の医療機関等の交流促進を図り、新医療機器の開発・改良につなげるとともに、市内企業の医療分野への参入及び事業化を促進し、医療機器関連産業の集積を図るとともに、本市の大小さまざまな多数の医療機関が立地しているという優位性を活かし、さらなる医療環境の充実が図られるような仕組みの構築を図ること。

また、郡山富田駅付近の（仮称）メディカルヒルズ郡山基本構想や旧農業試験場跡地の活用について、県と協議を進め形にすること。

ウ 企業誘致への環境整備について

企業が進出しやすい環境整備に向けて、アクセス道路等を改良、整備するとともに、新幹線の利便性を向上させるため、始発から最終までの時間拡大も含め、郡山駅に停車する新幹線を増便するよう、一層の働きかけを行うこと。

② 産業の創出について

ア 新エネ・再エネの企業誘致・創業支援について

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所とのさらなる連携を図りながら、その優位性を活かした新エネ・再エネといった新産業の創出・創業支援を図るとともに、関連企業の誘致を進めること。

イ 起業・創業支援と継続的サポートについて

本市での起業に向けた人材育成及び創業支援をさらに図ること。

また、起業・創業後の安定的な運営に向けた継続的なサポート体制を構築すること。

③ 安定した雇用の確保等について

ア 労働環境の整備について

女性の雇用に積極的な企業に優遇策を講じるなど、女性がライフスタイルに応じ、継続・安定して就労できる環境を整えること。

また、出産で退職した女性の再就職や男性の育休取得率向上にさらに取り組んでいくこと。

イ 雇用の場の確保について

本市に住み続けたい若者の雇用の場を確保するために、本市の地元企業を応援、サポートする施策を強化すること。

ウ 処遇改善について

需要は多いが、労働条件などの面から敬遠されがちな、保育、介護、医療、建設等の現場で就労を希望する人が安心して働けるよう、非正規雇用者も含め、処遇改善に向けた助成等を図ること。

また、本市が率先して、正規雇用枠の拡大を図り、その流れを民間にも波及させること。

④ 就労支援等について

ア 市民、企業双方支援について

子育て支援や移住促進に積極的な企業を「子育て応援企業」、「移住応援企業」に認定する制度を創設し、認定企業と従業員には、金融機関が融資金利引き下げなどの優遇措置を講じるなど、市民、企業双方にメリットのある制度の導入について調査・検討すること。

イ 官製ワーキングプアの防止について

公契約条例の基本理念である公契約に従事する労働者等の適正な労働環境を確保するため、労働者が申し出、相談しやすい環境を作り、官製ワーキングプアの発生防止に努めること。

ウ 男女の賃金格差解消について

男女の賃金格差の問題を解消するための調査・研究を進め、対策を講じること。

エ 障がい者の就労支援の充実について

障がい者の就労支援強化のため、積極的に障がい者を雇用する事業所等への補助など、本市独自の施策の充実を図るとともに、本市の障がい者雇用率の引き上げを図ること。

オ 就労が困難な若者や中高年の就労支援について

就労が困難な若者や中高年の支援充実を図るため、就労支援等実施のNPO等、関係団体との連携強化を図るとともに、未就労者等の支援をさらに強化すること。

(2) 結婚支援について

① 結婚に向けた意識の醸成について

結婚し家庭を持ち子どもを持つことに関し、若者にセミナーや情報発信等の取り組みを行い、結婚や家庭を持つことの意義等の意識の醸成を図ること。

② 出会いの場の積極的な提供について

若者を結婚に導き、活躍してもらうため、結果に結びつけるためのインセンティブを付与した、こおりやま広域連携中枢都市圏における

「街コン」等の実施を図ること。

また、出会いの場の支援として、現在農業後継者に限定している交流事業や実施している結婚情報交換会等を、農業関係者に限定せず、関係部局の連携のもと市の総力をあげ、出会いの場の提供を図ること。

③ 結婚支援の強化について

経済的理由で結婚できない方を対象に、国・県等の補助制度を有効に活用し、住宅取得経費の助成等の支援を図ること。

併せて、効果的な結婚支援施策の展開に向け、調査・研究していくこと。

(3) 移住・定住について

① 移住について

ア 若年層の転入超過に向けて

本市人口ビジョンに示されているように、転職、進学等の要因により20歳代の男女とも転入超過数が減少傾向であることから、働く世代・大学生・専門学校生等に特に焦点を当てて取り組むこと。

また、県外の大学や各種学校に進学し、地元での就職を希望する学生を登録し、地元就労のための各種情報提供等を在学中の早い時期から実施すること。

イ 首都圏協定締結大学等との連携について

首都圏等から若者を本市へ呼び込めるよう、本市と協定を締結している大学等に働きかけを行うこと。

ウ U I J ターン就職の促進について

県外に在住する本市出身者や市外に住む若者が本市へ転居してくるためのU I J ターン就職の取り組みを行うこと。特に福祉系の人材を確保するための家賃・転居費用の助成を重点的に行うこと。

エ 移住希望者への支援について

市内への移住希望者を把握する体制を構築するとともに、移住希望者が市内に移住する後押しとなるような取り組みを官民協働で行うこと。

② 魅力ある定住環境の確保について

ア 定住への魅力の向上について

より快適な暮らしを送ることができるユニバーサルデザインのまちづくりをさらに推進すること。特に、公共施設については、率先してユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備・改善を進め、定住の魅力向上に努めること。

また、生涯を通して充実した生活が送れるよう、魅力ある定住環境として、生涯学習環境の充実を図ること。

イ 居住の充実について

市営住宅の入居要件の緩和や家賃等への配慮、空き家等の積極利用の促進、住宅確保要配慮者等への住宅政策を充実させること。

ウ 住環境の新規整備について

「コンパクトなまちづくり」の方向性を踏まえながらも、新規住宅整備が図られるよう都市計画の見直しや弾力的な運用について、適宜検討を進めていくこと。

また、策定する「市街化調整区域地区計画運用指針」を積極的に周知し、地域の方や事業者が効果的に活用できるよう運用を図ること。

エ 都市の魅力の向上について

魅力ある環境として交流人口の増加や賑わいの創出など、中心市街地の活性化を図ること。

また、人口の社会増を促すための、都市の差別化による魅力を増すため、国際音楽コンクール等の開催、クラウドファンディング等の活用を視野に入れた音楽堂の設置、廃校を利用した合宿可能なトレーニングセンター等の整備など、ソフト、ハードともに充実発展させ、「文化スポーツ先進都市」として、文化、スポーツの振興を図ること。

(4) 子育て・教育環境について

① 子育て環境の充実について

ア 5歳児健診の実施について

子どもの健診について、本市では法定健診や就学時健診等を実施しているが、就学期を安心して迎えるため、新たに5歳児健診を実施すること。

また、支援体制を充実すること。

イ 児童相談所の設置について

本市に児童相談所を設置し、総合的な子育て支援体制の整備を図ること。

ウ 保育体制の充実について

待機児童の解消に向け、保育ニーズに基づいた認可保育所等の整備を行うこと。

また、多様な保育ニーズに的確に応えられるよう、「短時間就労対応型保育」や、「育児休業明け入園予約制度」などの施策について、施設・制度の整備を行うこと。

さらに、幼稚園や保育園、認定こども園の保育料について、国が実施する無償化の対象外となってしまう方々に対し、本市独自の施策として、保護者の年収や、施設の種類を問わず無償化に取り組むこと。

エ ニーズに応じた施策の展開について

妊娠・出産・子育てに関する支援については、ニーズに応じたきめこまやかな対応が求められることから、実態調査等によりさらなる状況把握を行い、質の高い支援による心身面、経済面への効果的なサポートをさらに充実させ、子育てをしやすい環境の充実を図ること。

オ 特定不妊治療費について

不妊対策強化に向け、国の補助制度のほか、本市独自の補助制度の充実を図ること。

カ 福祉系専門職の配置について

社会福祉士、精神保健福祉士、心理士等の福祉系の専門職を採用することなどにより、子育てにかかる相談体制等の充実を図ること。

キ 安全・安心な子育て環境について

セーフコミュニティの観点からも、不審者対策も含め、通学路等、子どもたちの生活の場の安全対策にさらに取り組むこと。

また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能被害の不安を解消するため、除染、食品検査等に対する十分な財政措置を引き続き講じるよう、国・県への働きかけを強化すること。

ク 放課後児童クラブについて

子育て環境の充実に向け、放課後児童クラブについて、潜在的な希望者も含め、全ての入会希望者が、希望どおりに入会できるよう整備すること。

また、支援員体制の充実に努めること。

② 教育の充実について

子どもたちひとりひとりの個性にあった、特色ある充実した学びの場の提供は、ますます重要性を増し、強く求められていくものである。そのような中、どの子も思う存分学べる教育の充実に努めることが必要であるため、以下の事項を特に求める。

ア インクルーシブ教育について

合理的な配慮のもと障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り共に教育を受けられる「インクルーシブ教育」の充実等に向け、教職員等の適正な配置と質的強化を行うこと。

イ 特別支援教育の充実について

発達障がい、特別支援教育の理解促進に向けた講習会の強化や、新任特別支援学級担任教員への事前研修、幼保・保護者との事前の連携及び児童の把握等に努めるとともに、本市独自に専門職の採用等により、特別支援教育に関わる人材の質的充実を図り、併せて特別支援教育補助員の配置増を図ること。

また、量的充実のために、教員等の配置増を県に強く働きかけて

いくこと。

さらに、担当教員の負担軽減や、児童・生徒の学習の理解度向上に資するため、Eラーニングの導入等、教材や学習方法について研究し導入に努めること。

ウ 保護者の負担軽減について

就学援助制度の充実と周知の徹底、奨学金制度のさらなる拡充、学校司書のPTA雇用から市直接雇用への移行を実施するなど、教育に係る保護者の負担軽減に努めること。

2 持続可能なまちづくりに向けて

(1) 都市構造と地域づくりについて

① 持続可能な都市構造について

人口減少が進みつつある中で、移動手段の確保など、暮らしやすいまちづくりを進めることが重要であることから、以下の事項を特に求める。

ア コンパクトプラスネットワークの効率的な展開について

中山間地域等市周辺部の移動手段の確保を図りながら、生活や福祉の機能が集約されているコンパクトシティへの誘導に向け、都市構造と公共交通の一体的な検討、施策展開体制の構築を図り、住民サービスの低下を招かない、暮らしやすいまちづくりを進めること。

イ 総合的な交通計画等の策定について

高齢者や障がい者、子どもなどの交通弱者も含めた市民が、自由に移動できる環境の整備に向け、鉄道やバス等の移動の中心を担う公共交通に、近年、環境や健康の面から奨励されている自転車や徒歩の移動も踏まえた総合交通戦略、または（仮称）郡山市交通基本条例を策定して、快適で安全な移動手段の確保を図ること。

ウ 市民協働の交通手段の確保について

地域内における地域住民のニーズに応じた日常生活の移動手段の確保のため、住民が主体となり市と協働で実施するコミュニティバスやデマンド交通の導入を検討すること。

エ 民間活力の積極的な活用について

市内には多くのバス事業者等ポテンシャルを持つ民間事業者が集積していることから、市民の利便性向上に向け、一般乗合等の交通事業での活用を検討すること。

また、そのために必要な制度改正要望を実施し、弾力的運用に向けた施策の展開等を図ること。

② 地域の活力の維持について

人口減少が進みつつある中で、活力ある地域を維持し、質の高い生活を営めるように努めていくことが重要であるため、以下の事項を特

に求める。

ア 農業のあり方について

人口減少・高齢化に伴い、農業の担い手不足による耕作放棄地や遊休農地の増加が進み、農地の維持が困難になっている。

農業は、米や野菜などの生産に留まらず、国土の保全や災害の未然防止など、多面的で重要な役割を持っており、米政策の見直しや6次産業化の推進など、農業を巡る環境が大きく変化している中で、魅力ある農業の推進が求められる。

本市においては、農業の発展に向け、担い手に対する様々な支援等を行っているが、それらをさらに充実させるとともに、新たな担い手確保に向けた支援体制充実に努めること。

イ 地域コミュニティの維持について

人口減少は、「共助」を担ってきた地域コミュニティの後退等につながっていくため、地域組織の核になってきた町内会組織への加入促進が喫緊の課題である。

町内会への加入率が年々下がってきている現在、その加入率向上のために、インセンティブの付与など、さらなる強化策を講じるとともに、地域の実情に合わせた財政支援等を充実させること。

また、地域コミュニティの次世代の担い手の円滑な継続を図るべく、2世帯・3世帯居住ができる支援策等を講じるとともに、長年の職業経験から6次産業化の知恵等も豊富と考えられる定年退職者等の高齢者が、地域づくりに参画し、本市の活性化に寄与する施策の提供、事業展開等につながる体制等の構築を図ること。

ウ 空き家対策について

人口減少や高齢化の進展、居住形態の多様化など、社会構造やニーズの変化に伴い、空き家問題が顕在化してきているが、老朽化した空き家は、倒壊の恐れがあり、人命への危険や通行の妨げとなることが懸念される。

一方で若い世代を中心に一戸建てを求めるニーズもあることから、危険な空き家の解体と、優良な空き家の積極的活用を図る必要がある。

そのため、国の補助制度を活用した現行の老朽空き家解体にかかる本市補助金の限度額及び補助率の拡充を図るとともに、現行制度の

対象要件を満たさない老朽空家解体へ補助するための新たな市独自の補助制度の創設や、民間との連携による空き家情報の収集と提供等を積極的に推進すること。

③ 教育環境について

各学校において、少子化により児童・生徒数に地域偏在が生じているが、子どもたちひとりひとりが、等しく、集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨できる環境で学ぶことができるよう、学区の見直し等について、地域の実情を踏まえた学校のあり方について検討を行うこと。

併せて、教育環境の充実に向け、学校トイレの洋式化等、教育環境整備の迅速化に努めること。

(2) 財政について

① 市の財政のあり方について

人口減少は、市税収入の減少をもたらし、各種住民サービスの現行水準の維持が困難となることが予想されるが、公共施設、インフラの維持・修繕は最低限必要であり、老朽化に伴いそれらの義務的経費が増大することも見込まれるため、投資的経費の減少が考えられ、財政の硬直化を招く恐れがある。

より健全な財政運営に努めることが必要であることから、行財政改革を進めるとともに、市税収入の確保や税外収入の拡充に努めること。

また、限られた歳入の中で、よりよい市政運営に努め、施策の実施にあたっては、市民ニーズに基づき必要性和優先度を十分に検証し、ソフト、ハードの両面において、市民サービスの向上を図ること。

② 社会保障費と健康づくりについて

団塊の世代の高齢化により社会保障費の増加が見込まれる中、健康づくりへの投資は、医療や介護の予防として欠かせない取り組みであり、社会保障費の抑制にもつながっていくことから、健康寿命の延伸を進めるため、生活習慣病予防や介護・認知症予防を図ること。